

史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務プロポーザル募集要項

1 事業概要

(1) 業務名

史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務

(2) 業務の目的

史跡若松城跡の二ノ丸芝生広場及びその周辺の夜桜をはじめ、新緑の期間を通したライトアップで演出することによって、本丸周辺ライトアップとは異なる魅力を創出し、もって、本丸周辺ライトアップとの相乗効果を図り、夜間の鶴ヶ城公園への観光誘客を促進することで、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託要求水準書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和4年7月29日まで

(業務の履行期間：令和4年4月4日から令和4年6月30日まで)

(5) 業務にかかる委託料限度額

5, 0 0 0 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結まで継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他者と資本関係又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始(公告日)	令和4年1月12日（水）
質問書の受付締め切り	令和4年2月2日（水）17時まで
参加意向申出書の提出締め切り	令和4年2月4日（金）17時まで
参加資格確認及び申出者への通知	令和4年2月7日（月）
企画提案書の提出締め切り	令和4年2月9日（水）
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和4年2月15日（火）
審査結果の通知	令和4年2月中旬
契約締結日	令和4年2月下旬

4 募集要項等の入手方法

募集要項及び各種様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手できるものとする。なお、窓口又は郵送等による配布は行わない。

(掲載場所)

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）

>各分野のページ 3. 公募（プロポーザル方式等）

5 質問の受付

本募集要項等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和4年2月2日（水） 午後5時必着

(2) 提出先

会津若松市観光商工部観光課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46

電話：0242-39-1251 FAX：0242-39-1433

電子メール：kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) 提出方法

質問書（第2号様式）によりFAX、郵送又は電子メール（様式添付）で提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。

(4) 質問への回答方法

質問書への回答については、随時行う。なお、質問者にはファクシミリまたは電子メールで回答することとし、併せてその内容についてホームページに掲載する。

6 参加意向申出書の提出等

プロポーザル参加者は、「参加意向申出書（第3号様式）」を次の通り提出すること。

(1) 参加意向申出の期限

令和4年2月4日（金）午後5時必着

(2) 提出先

会津若松市観光商工部観光課 ※5の(2)参照

(3) 提出方法

参加意向申出書（第3号様式）を上記(2)あて、FAX、郵送又は電子メール（様式添付）により提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後観光課へ確認の電話を行うこと。なお、直接持参した場合は、受理しない。

(4) 辞退方法

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（第4号様式）を郵送または持参により、(2)の提出先へ提出すること。

7 企画提案書の提出等

企画提案書は、参加意向申し出を行って参加資格の確認を受けた者のみ提出できるものとし、次の通り提出すること。

(1) 提出期限

令和4年2月9日（水）までに会津若松郵便局に必着のこと。

(2) 郵送宛名（封筒記載のこと）

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所観光課 行

「史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務プロポーザル参加書類」在中

※「提案提出用封筒の作成方法」を参考とする。

(3) 提出方法

「簡易書留郵便」又は「一般書留郵便」にて会津若松郵便局留として郵送すること。なお、郵便局留の保管期間は10日間であるため、(1)の上記提出期限までに会津若松郵便局に到着するよう、十分留意すること。

※直接観光課へ持参した場合は受理しません。

(4) 提出書類

(別紙様式1)	表題	(1枚)
(別紙様式2)	会社概要	(1枚)
(別紙様式3)	業務実施体制	(1枚)
(別紙様式4)	類似業務の実績	(1枚)
(別紙様式5)	業務に対する考え方	(1枚)
(任意様式)	企画案	(10枚以内)
(任意様式)	全体工程表	(1枚)
(任意様式)	見積明細書	(1枚)

(5) 提出部数 8部

正本1部、副本7部。

※ただし、正本には押印し、副本は正本の写しを可とする。

なお、副本は企業名と企業名が推測される電話番号や個人名等の情報を黒く塗りつぶすこと。

(6) 企画提案書作成上の注意点

- ①企画提案書(別紙様式1から様式5)はA4判縦片面、横書き、文字は11ポイント以上とし、左綴じで一冊にまとめること。
- ②書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ③提案書に未提出部分や記載漏れがある場合、その項目は0点とする。

8 提出資料の取り扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

9 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、会津若松市が組織する選考委員会が別紙「史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託プロポーザル企画提案審査基準」に基づき評価を行い、受託候補者を選定する。

なお、対面での審査を基本とするが、希望する場合にはビデオ会議アプリを活用したプレゼンテーション、ヒアリングを可とする。

(2) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

①開催予定：令和4年2月15日（火）

②場所：會津稽古堂(会津若松生涯学習総合センター)研修室

③出席者：参加者側の出席者は2名までとする。

④順序及び集合時間

参加順及び集合時間については、参加意向申出書を受理した後にFAX又は電子メールにて連絡する。

⑤説明時間：各参加者15分以内とする。（質疑応答時間は別途）

⑥資料配布等

選考委員会では、提出した企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

※ビデオ会議アプリを希望する場合、以下の条件により審査する。

①ビデオ会議アプリで対応可能なものは、次の通りとし、いずれも市からの招待、通知することで接続する。提案者は事前に、ビデオ会議アプリによる審査希望であることと使用するアプリの名称を市に通知すること。

・Zoom ・Skype

②ビデオ会議アプリの接続テストは、令和4年2月14日（月）に行う。

③審査当日割り振られた開始時間の3分前にビデオ会議を接続し、定刻に合わせてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

10 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルに審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

11 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

(1) 1「概要」(5)に定める委託料の上限額を超える金額による提案

(2) 2「参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案

(3) 6「参加意向申出書の提出等」に定める参加意向申出書を提出しなかった者による提案

(4) 7「企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案

(5) 提案書その他提出書類が民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する提案

(6) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である提案

(7) 選考委員会の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合

(8) その他本要項に違反すると認められた場合

12 契約手続きについて

プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまで市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、本市が示した要求水準書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

(2) 契約手続き

市は、会津若松市財務規則に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。また、契約締結に当たっては、同規則に定める契約保証金を会津若松市に納付しなければならない。ただし、同規則第 105 条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、見積書を徴取し決定する。なお見積金額は委託料上限額を超えないものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が 1 者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 会津若松市の入札参加資格者登録において登録した使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。
- (5) 本業務を受託後、再委託を行おうとする場合は、あらかじめ市の承認を受けること。その場合、原則として再委託に係る経費の合計が委託料総額の 50%以上の再委託は認めない。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。